

自民党憲法改正草案を読む

平成28年8月の参議院選挙の結果、衆議院、参議院とも、与党が、改憲の発議が可能になる3分の2議席を獲得した。次の国会で、与党議員は憲法改正の美談を長々と議論し、国会のテレビ中継が終わったあとで野党議員が問題点を指摘し、翌日の新聞、テレビは与党議員の耳当たりの良い主張を丁寧伝え、それに比べて野党は反対ばかりしている、と伝え、ほどなくして「議論は尽くされた」とし、衆議院、参議院での強行採決が行われるだろう。

世論調査では、今のところ、国民の半数以上が憲法改正、特に九条改正には反対の意思を示している、多くの人が漠然と「国民の半数以上の賛成」が歯止めになると思っている。

しかし実際には、国民の半数ではなく、投票者の半数が賛成すれば、憲法改正が成立する。投票率が低ければ、与党支持者の賛成だけで軽々と成立してしまうのだ。

自民党憲法草案が可決した場合、私達の生活はどうなるのか、想像力を働かせながら、自民党憲法草案を読んでみた。

(以下、ゴシック体文字は自民党憲法改正草案)

自民党憲法改正草案

(前文)日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

「日本固有の文化」とはなにか。自民党憲法草案の起草に尽力した「日本会議」系の団体は、「最終的な目標は明治憲法復元にある」と説明した【参考文献一】。

自民党の世襲議員たちの中には、明治憲法よりもっと古い「いにしえ」、慶安の御触書(江戸時代)に向かっていている人もいる。【参考文献三】。

(前文)我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

自民党新憲法では、太平洋戦争に対する反省がすっぽり消えた。あの時代の、「天皇の名を借りた陸軍の暴走」は、「侵略戦争はなかった」と主張する人々によって、本当になかったことになりそうだ。

また、現政権が掲げる「平和主義」は「集団的自衛権を行使して、世界の紛争解決に軍事力で貢

献する」というもの。

(前文)日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

国と郷土を守ることが国民の義務となる。兵役や国防軍への協力は、苦役ではなく国民の義務となる。基本的人権は和を乱さない程度に。家族や社会は相互に扶養・協力の義務を負い、町内会行事に不参加は憲法違反、親子は相互扶養義務を負い、障がい者は福祉を頼らず家族を頼る。

私たちも、そして、これから生まれる子供たちも、日本人である限り、国家の形成と存続のために生きる。

(前文)我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

現行憲法では、「われらとわれらの子孫のために、わが国全土にわたって自由の恵沢を確保し」とさされ、自由は国民の基本的人権の一つである。

しかし自民党憲法で自由は、「(国民の責務)自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚しつつ、常に公益及び公の秩序に反しないように自由を

享受し、権利を行使する責務を負う」となっている。

更に、我々は、国の成長のために、一生懸命働いて（＝活気ある経済活動）、せっせと税金を納めなければならぬ。

（前文）日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

子供の質問…何のための憲法なの？
お父さんの答え…国家を子孫に継承するためだよ。

（緊急事態）

内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

（緊急事態の効果）

緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は、法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方

自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。

●自民党の説明——国民の生命、身体及び財産という「大きな人権」を守るために、必要な範囲でより「小さな人権」が制限されることもあり得る。

●【参考文献3】——この緊急事態条項は、内閣が緊急事態であると認定した瞬間に、三権分立、地方自治、人権保障を停止する、大変危険な条項。独裁政治に移行する道を敷くのと同じ。

災害に際しては、既に「災害対策基本法」が制定されている。テロに対しては、警察法の「緊急事態の特別措置」がすでにある。外国からの攻撃については、「武力攻撃事態国民保護法」がある。必要なら、これらの法律の内容を見直せばいい。

（国防軍、抜粋）

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

3 国防軍は、国際社会の平和と安全を確保するた

めに国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

現行憲法では、憲法九条よりも国民の生存権が優先され、自衛隊による専守防衛は可能だが、国外での武力行使は禁止されている。自民党憲法では、憲法九条の不戦条項を廃止し、国防軍と海外での武力行使（集団的自衛権）を可能としている。

（身体の拘束及び苦役からの自由）

何人も、その意に反すると否とにかかわらず、社会的又は経済的関係において身体を拘束されない。

●【参考文献3】「社会的又は経済的関係」以外の、「政治的」「軍事的」、その他の理由による身体拘束が合法となる。

（表現の自由）

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の

自由は、保障する。

2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

デモも集会も言論も、「公益（政権）に反する、社会秩序を乱す」とみなされれば、処罰の対象となる。

今現在も、新聞やテレビなどのメディアは、反政府的なことは報道できず、多くのジャーナリストが、有力政治家からの間接的な圧力によって仕事から外され、沈黙を強いられたと訴えている。

「特定秘密保護法」では、特定秘密を知ろうとする行為が処罰対象となり、国民の「知る権利」が著しく阻害される。教育現場に対する、政府による「中立性」と「公平性」への絶え間ない圧力。「放送法」の恣意的解釈（本来、政府を規制する法をメディア規制に利用）。「従軍慰安婦問題」などの教科書から削除。【参考文献五】

秋の国会で「刑事司法改革関連法」を隠れ蓑に、「通信傍受法（盗聴法）」が成立すれば、電話もメールもネットも、警察、公安によって盗聴され、「公益」のフィルターにかけられ、政府に都合の悪い活動は処罰対象となる。

（居住、移転及び職業選択等の自由等）

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

現行憲法から「公共の福祉に反しない限り」が削られた。

現在は、企業が処分場を作ったり、国が原発や軍事基地を作る際、地域住民が反対すれば、「公共の福祉」の観点から、工事を強行できない。

しかし自民党憲法では、地権者の了承さえあれば、国や企業は施設の建設を強行できる。

（家族）家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならぬ。

自民党が理想とするのは、明治時代のように、男女が結婚して子供を育てる大家族。人は家族を持つて初めて社会的責任を果たせる。夫婦、親子間の相互扶養が義務となる。

● 反対意見——それは道徳であつて、道徳を憲法の中に持ち込むべきではない。家庭内暴力、絶縁家族、同性愛カップル、独身者、離婚者など、家族の在り方はさまざま。理想に反する生き方を憲法違反として処罰の対象にしてはいけない。

（婚姻）婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相

互の協力により、維持されなければならない。

明治憲法下では、結婚には家長や親の同意が必要だった。現行憲法は「両性の合意のみに基づいて成立」と規定することで、婚姻の自由を保障した。自民憲法は「のみ」を削除し明治憲法に戻した。

（憲法尊重擁護義務）全て国民は、この憲法を尊重しなければならぬ。国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

「尊重」とは「価値あるもの、尊いものとして大切に扱うこと」。憲法を単に守らせる以上に厳しい、価値観の押し付けだ。「国防軍なんていやだなあ」と思っただけで、憲法尊重義務違反になつてしまう。

公務につく者は、国民が憲法を守っているかどうかを監視し、尊重義務違反があれば処罰するなどして、憲法を擁護しなければならない。

参考文献

- 一、「日本会議の研究」菅野完、扶桑社新書
- 二、「憲法改正の真実」樋口陽一、小林節、集英社新書
- 三、自民党憲法草案の条文解説

<http://sat.laws.web.fc2.com/0140.html>

四、澤藤統一郎（弁護士）

<http://chikyuzo.net/archives/63233>

五、国際連合広報センター

http://www.unic.or.jp/news_press/info/18693

/

六、自民党憲法改正草案、現憲法との対照表

<http://tcoj.blog.fc2.com/>